調査実施のお知らせ

年　　　月　　　日

漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会長　殿

代表者

住　所

氏　名

下記のとおり漫湖で調査を実施いたしますので、お知らせいたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．調 査 目 的 | |  |
| ２．調査者氏名 | |  |
| ３．調査者連絡先 | |  |
| ４．所　　　属 | |  |
| ５．調査予定期間 | |  |
| ６．調 査 区 域 | |  |
| ７．調 査 方 法 | |  |
| ８．捕獲・採取 | (1) 捕獲・採取の有無 | 有　・　無 |
|  | (2) 捕獲・採取の対象 |  |
|  | (3) 捕獲・採取の方法 |  |

漫湖で調査研究を実施予定の皆様へ

漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会（以下、「協議会」という。）では、漫湖の保全・利用に活用することを目的として、漫湖の自然環境および歴史等に関する情報の収集を進めています。その一環として、漫湖で調査研究を実施する方々に対して情報提供をお願いしています。みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 調査内容についてお知らせください。個別の調査計画書を作成している場合は、合わせてご提出ください。生物を多数捕獲するなど研究内容によっては、協議会との事前協議をお願いする場合があります。
2. 漫湖水鳥・湿地センターの施設（洗い場、駐車場、研究室等）の使用が可能です。施設の使用を希望される場合は、漫湖水鳥・湿地センターに前日までにご相談ください。なお、使用は、原則として漫湖水鳥・湿地センターの開館日（月曜日：休日の場合はその翌日、慰霊の日、年末年始以外）の午前9:00～午後17:00の間となります。
3. 研究成果が学術誌等に掲載された場合は、別刷（電子データ可）を協議会宛に１部ご提出ください。卒業研究または修士論文の場合は、論文要旨をご提出ください。
4. 土地の占用、工作物の設置、木竹の伐採、水面の埋立、特定の生物（鳥獣類、マングローブ等）の採集を行う場合等は、各法律等に係る手続きが必要な場合があります（例：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、河川法など）。ほか、法律や条例等により各種行為が規制されている場合がありますので、別途、各担当部局にお問い合わせのうえ、必要な手続きを事前に実施してください。

お問合わせ先：

漫湖水鳥・湿地センター

〒901-0241　沖縄県豊見城市字豊見城982

電話　098-840-5121,　 ファクシミリ　098-840-5118